

推進計画の策定に向けた課題
＜進捗管理の方法や評価基準・方法＞

1. 進捗を管理する方法

(1) 特定の数値の増減をもって進捗の管理をする内容【定量的指標】

例：「現在〇%であるものを、●年後に◇%に増加（減少）させる」

(2) 数値による管理ではなく、個別具体の状況の改善や取組により進捗管理する必要がある内容【定性的指標】

例：「新たに〇〇についての施策を実施し、それによって●●とする」

2. 「1.」を評価する方法等

どのような評価基準・評価方法により、推進計画に記載した取組の進捗を評価するか（できるか）。

（評価の基準、評価者、評価のタイミング、方法など）

（参考）国立市ジェンダー平等推進計画

市のジェンダー平等施策を推進する上での行政計画である「国立市ジェンダー平等推進計画」は、昭和 60(1985)年に「国立市婦人問題行動計画」として策定し、平成 5(1993)年に「国立市男女平等推進計画」と改めて以降、6 次にわたって改定。

現在は「第 6 次ジェンダー平等推進計画」（計画期間：令和 6(2024)年度～令和 10(2028)年度の 5 年間）。

～第 5 次計画（8 年間）の評価の流れ～

	H28(2016)年度～	R5(2023)年度
男女平等推進会議 (市の部長級職員)	毎年度、定量的な指標、定性的な指標の状況を中心に評価し、推進状況報告書を作成・公表 (①)	
男女平等推進市民委員会	計画の中間評価、答申 (R2(2020)年 3 月)	①の評価結果を把握しつつ、独自で定量的な指標、定性的な指標の状況を中心に評価、答申 (R5(2023)年 8 月) (②) ①②③を踏まえ、次期計画に必要な事項を審議し答申 (R6(2024)年 3 月) (④)
市民意識調査	R 元(2019)年度に中間評価のための調査を実施	計画に定めた定量的指標の調査 (③) ※結果は②の評価の際にも活用

➡①～④及びパブコメの結果等を踏まえ、市において第 6 次計画を検討、策定 (R6(2024)年 3 月)

(R6(2024)年度～R10(2028)年の 5 年間計画)

(参考) 第6次ジェンダー平等推進計画の評価指標

毎年度、計画の進捗状況を把握し、男女平等推進本部での評価を行った上で公表。
計画の終期には、意識調査を実施するとともに、男女平等推進市民委員会での評価を実施。
なお、推進状況把握の参考とするため、7つの課題のそれぞれに指標を設定。

課題	指標	現状の数値 [年度]	目標の数値 [年度]
1	「男は男らしく、女は女らしくあるべきだ」という考え方に「そう思わない」または「どちらかといえばそう思わない」人の割合	59.0% [2023 (令和 5) 年度]	増加 [2028 (令和 10) 年度]
2	35～39 歳の女性の労働力率	75.3% [2020 (令和 2) 年度]	増加 [2025 (令和 7) 年度]
2	避難所参集職員のうち女性の割合	28.6% [2023 (令和 5) 年度]	増加 [2028 (令和 10) 年度]
2	「セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」の意味を知っている人の割合	6.1% [2023 (令和 5) 年度]	増加 [2028 (令和 10) 年度]
3	DV を受けたときに誰にも相談できなかった人の割合 (直近 3 年以内)	40.7% [2023 (令和 5) 年度]	減少 [2028 (令和 10) 年度]
4	女性相談件数	1,033 件 [2022 (令和 4) 年度]	—
5	性的マイノリティの人が身近にいない (知らない) という人の割合	67.7% [2023 (令和 5) 年度]	減少 [2028 (令和 10) 年度]
6	審議会※1 委員のうち女性の割合	32.5% [2022 (令和 4) 年度]	40% ※2 [2028 (令和 10) 年度]
6	市管理職のうち女性の割合	16.4% [2023 (令和 5) 年度]	30% ※3 [2030 (令和 12) 年度]
7	くにたち男女平等参画ステーションの認知度	10.1% [2023 (令和 5) 年度]	増加 [2028 (令和 10) 年度]

指標の数値は、毎年度把握するもののほか、数年度ごとに把握するものがある。

※1 ここでは、法律または条例に基づき設置する附属機関のほか、附属機関に類似する懇談会等を合わせて「審議会」という。なお、行政委員会は含まない (以下同様)。

※2 国の第5次男女共同参画基本計画に掲げられている目標値を踏まえて設定。

※3 特定事業主行動計画に掲げられている目標値。